

随意契約理由書

1 業 務 名	2026年度阪神高速道路の交通技術に関する調査検討等業務
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	本業務は、交通管制の主要な要件である情報収集・処理・提供に関する検討を通じて将来の交通管制システムの機能向上を図ること、また、交通安全対策に係る基本計画に基づく交通安全対策の検討を通じて継続的な交通安全水準の向上を図ること、さらに、道路交通システムの高度化に関する検討を通じてより良い道路管理の実現を図ることを目的とした業務である。併せて、業務成果を諮る交通技術委員会等の運営を行う。 本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路における交通管制システムにおける情報収集・処理・提供の機能及び運用方法や、交通安全対策に係る検討・実施ノウハウやその評価、ITS関連技術の活用検討等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術・ノウハウの蓄積と品質・コストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。 阪神高速技研（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、阪神高速道路における交通管制システムにおける情報の収集・処理・提供の機能及び運用方法や交通安全対策に係る検討・実施ノウハウやその評価、ITS関連技術の活用検討、並びに当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行っており、技術・ノウハウの蓄積と品質・コストパフォーマンスの向上を図っている。 よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。 以 上
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	